

災害につよい社会へ あなたの想いを未来に届ける

遺贈寄付・相続遺産

Guide Book

公益社団法人 Civic Force

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷2-41-12 富ヶ谷小川ビル2階
TEL:03-5790-9366 FAX: 03-5790-9368

〒840-0831 佐賀県佐賀市松原1-3-5 まるなかビル6階
TEL:0952-20-2900 FAX:0952-20-1608

遺贈寄付のご相談窓口

TEL:0952-20-2900

[平日9:00-17:00 土日祝日・年末年始 休]

MAIL:info@civic-force.org



お気軽に
お問い合わせください

 CIVIC FORCE

CONTENTS

災害大国ニッポン～気候危機に備える時代の到来～	03
災害現場で求められる民間の役割	05
被災地からのメッセージ	07
ご寄付の種類と流れ	09
遺言書について	11
よくあるご質問(Q&A)	13

MESSAGE

「遺贈寄付」という選択

～災害の多いこの国の未来のために～



北海道胆振東部地震

「遺贈」とは、個人の方が亡くなった時、生前に残した「遺言書」によって、財産の全部または一部を特定の個人や団体に無償で譲渡・贈与することです。

「遺贈寄付」とは、その使いみちとして「寄付」を選択すること。

ご本人以外の相続人の方が相続財産からご寄付する場合も、広い意味で遺贈寄付に含まれます。

ライフスタイルや家族のカタチが多様化する今、財産の遺し方や寄付の方法も多様化しています。

遺贈寄付は、あなたの想いを亡くなった後も後世に引き継ぎ、社会に役立てができる手段です。

また、生前寄付では生きているうちにあなたの想いを社会に届け、その貢献が目に見えるかたちで還元されます。

「これまで築いた財産の一部を災害被災地のために役立てたい」

「故人の遺産を災害の被災地や防災・減災のために活用してほしい」

Civic Force(シビックフォース)では、このような尊いご意志に応えるために、遺贈や相続財産等のご寄付を承っています。

「シビックフォースへの遺贈」という方法で、生涯で築かれた財産を災害で被災した地域のために役立てることができます。



シビックフォース代表理事
根木 佳織
ねぎ かおり

災害大国ニッポン

～気候危機に備える時代の到来～

海と山に囲まれ、水資源が多い日本列島は、四季の移ろいに彩られた豊かな自然に恵まれています。

一方、世界の中でも自然災害が多く、地球上で起こる地震の2割は日本で発生していると言われます。

以下は過去30年で「激甚災害*」に指定された主な災害です。

近年は、地球温暖化や気候変動の影響で、

台風やゲリラ豪雨による大規模な水害・土砂災害が頻発しています。



COLUMN 1

「このままでは対応できない」 気候変動と自然災害

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2022年4月に発表した報告書で「人の活動によって生じた温暖化の影響で、すでに広い範囲で被害が起き、このままでは対応できない」と警告しました。日本でも全国各地で大きな水害が毎年のように発生しています。

これまで災害対策は過去に発生した災害の経験を踏まえて講じられてきましたが、今、将来の気候変動を踏まえた計画・設計基準に見直す動きが始まっています。治水計画の見直しには、世界の平均気温が2℃上昇した場合の降雨量を想定するとともに、過去に経験したことのない雨の降り方も考慮し、将来の水害リスクについてわかりやすく地域社会に情報発信していくことも求められています。

2018年7月 西日本豪雨



ボランティアのべ26万人以上

- 死者・行方不明者: 271人
- 住宅全半壊: 18,125棟
- 床上浸水: 6,982棟

2012年7月 九州北部豪雨

- 死者・行方不明者: 33人
- 住宅全半壊: 2,582棟
- 床上浸水: 2,574棟

2017年6・7月 九州北部豪雨

- 死者・行方不明者: 44人
- 住宅全半壊: 1,439棟
- 床上浸水: 223棟

2016年4月 熊本地震



ボランティアのべ12万人以上

- 死者: 273人
- 住宅全半壊: 43,386棟

*「激甚災害」とは？

激甚災害は、豪雨や地震、台風などで著しい被害があり、復旧事業を進める自治体への財政支援が必要と判断される災害のこと、「激甚災害法」に基づいて政府が指定します。

COLUMN 2

“公助”だけでは不十分。災害現場に“自助・共助”的力を。



大規模な風水害が増え、南海トラフ地震や首都直下地震など広域的な大災害も懸念される中、政府は平時から堤防やハザードマップ作成などハード・ソフト両面からの対策を実施し、災害時には探索救助、医療支援、物資支援、資金支援などを迅速に展開できるよう整備を進めています。

他方、災害時に支援が必要な高齢者の増加などにより、行政主導の対策だけでは不十分で、個人のボランティアやNPOなどが被災地に駆けつけ、

国・地方公共団体だけでは手の届かない、きめ細やかな被災者支援活動を展開しています。熊本地震以後、被災した地域では被災者支援に携わる多様な主体が参加する「情報共有会議」が定期的に開催されています。

2018年9月 北海道胆振東部地震

- 死者・行方不明者: 43人
- 住宅全半壊: 2,129棟

2019年10月 台風19号

- 死者: 108人
- 住宅全半壊: 31,336棟
- 床上浸水: 7,524棟

2004年10月 新潟中越地震

- 死者: 68人
- 住宅全半壊: 16,985棟

2014年7・8月 広島土砂災害など (台風12号と大雨被害)

- 死者: 90人
- 住宅全半壊: 1,162棟
- 床上浸水: 4,855棟

2021年7・8月 2021年豪雨

- 死者・行方不明者: 29人
- 住宅全半壊: 178棟
- 床上浸水: 499棟

2020年7月 九州豪雨

- 死者・行方不明者: 88人
- 住宅全半壊: 6,162棟
- 床上浸水: 1,741棟

熱海土石流など

- 死者・行方不明者: 13人
- 住宅全半壊: 1,279棟
- 床上浸水: 796棟

2011年3月 東日本大震災

- 死者・行方不明者: 22,312人
- 住宅全半壊: 405,166棟
- 床上浸水: 1,490棟

ボランティアのべ154万人以上

- 死者・行方不明者: 22,312人
- 住宅全半壊: 405,166棟
- 床上浸水: 1,490棟

2015年9月 関東・東北豪雨(台風18号含)

- 死者・行方不明者: 20人
- 住宅全半壊: 7,171棟
- 床上浸水: 2,523棟

1995年1月 阪神淡路大震災



ボランティアのべ216万人以上

- 死者・行方不明者: 6,437人
- 住宅全半壊: 249,180棟

資料：内閣府「令和4年度防災白書」、総務省消防庁ホームページ、各自治体ホームページほか
※ボランティアの数は災害ボランティアセンターに登録して活動したのべ人数

災害現場で求められる民間の役割

～被災地の持続可能な未来を目指す3つの柱～

自助・共助・公助という言葉がありますが、大規模な災害が増える中、
「公助」だけではカバーしきれないニーズに目を向けた支援が必要とされています。
発災直後の人命救助や家屋の片付け、炊き出しなど直接的な支援のほか、
被災地主体の復旧・復興のために、
被災者に寄り添いながら伴走する民間支援の役割が大きくなりつつあります。

Civic Force (シビックフォース) とは

国内外の大規模災害時に企業、NPO、行政など
が対等なパートナーシップのもとに協働し、迅速
で効果的な支援を行うための連携組織です。

発災直後から復旧・復興まで、個々の強みを最大
限に生かすことで、被災地のニーズに即した支援
を届けます。

被災地と被災地をつなぎ、被災の経験や教訓を
共有することで、災害に強い地域づくりをサポー
トしています。



3つの柱

発災直後から復旧・復興まで
ニーズに即した支援のために。

緊急即応体制を創る

災害発生時、一刻も早く、一人でも多く救うために、
平時から企業、NPO、行政などと連携体制を整え、
個々の強みを生かした支援を目指しています。



日本プロ野球選手会や学校などと連携して、
一人ひとりが自助・共助の力を身につける防
災訓練のイベントや講座を開催しています。

一刻も早く、一人でも多く 救うために

被災地を支援する

各地で頻発する災害において、シビックフォース
はいち早く支援に動き、以降、移り変わる被災
地のニーズに応えるため、さまざまな支援を続
けています。



緊急期は人命救助に尽力するとともに、企業
などと連携して被災地に必要なモノやサービ
スを届けます。中長期的な視点で地域の復興
を支える独自プログラム「NPOパートナー協
働事業」も展開しています。

アジアに展開する

日本の震災の経験から何を学び、何を共有する
のか。今後も起こりうるアジア太平洋地域の災
害において、各国のパートナーと協力体制を整
えていきます。



地域国際機関アジアパシフィックアライアンス
(A-PAD)の設立メンバーとして、災害時に国・
地域を超えた連携を促すプラットフォームの構
築を支援。現在6カ国が加盟し、セクターを超
えた災害支援の経験を学び合っています。

被災地からのメッセージ

「あのとき助けられたから今がある」

大切な人や財産を一瞬にして奪い去っていく災害。
一度壊れたものを元の姿に戻すことは容易ではありませんが、
被災した人々が再び立ち上がり、前に向かって進んでいくよう
私たちは最善を尽くします。



人命救助

「搬送が遅れたら命が危なかった。命の恩人です」

—— 浸水した岡山県倉敷市の病院院長



2018年の西日本豪雨で浸水した病院からの要請を受け、院内に取り残されていた患者約50人をヘリとゴムボートで救急搬送しました。医師や看護師など救急医療の専門家との連携を強化してきた矢先の災害でした。翌2019年、空飛ぶ搜索医療団ARROWSの立ち上げに参画しました。

物資支援

「3日ぶりの着替え。本当にうれしい」

—— 福岡県朝倉市の体育館で下着を受け取った高齢者



2017年7月、豪雨被害に見舞われた福岡県朝倉市の複数の避難所に、企業から提供された下着や靴下など数千枚を届けました。いち早く物資を届けられるよう、企業70社が加盟する緊急災害対応アライアンス「SEMA」に参画しています。また、2022年には企業のモノやサービスと支援団体をつなぐマッチングプラットフォーム「Good Links」を立ち上げました。

移動の足

「事務所は浸かったが車両はある。被災者の足になろう」

—— 佐賀県のタクシー会社社長



シビックフォースが連携協定を締結する自治体の一つ、佐賀県大町で2021年8月に豪雨被害が発生。地元のタクシー会社と連携して、移動の足を失った人に無料のタクシーチケットを配布し、たくさんの人々に利用されました。

避難所サポート



「町は無惨な姿になったが、

外からの支援が支えになった。

受援力の大切さを学んだ」

—— 南三陸町佐藤仁町長



東日本大震災で壊滅的な被害を受けた宮城県南三陸町で、シビックフォースはニーズに合わせた物資支援をはじめ、手作り風呂の設営、自治体職員や被災者の休憩スペースの提供などさまざまな支援活動を続けました。2022年に町長より感謝状が送られました。

復興

「町の再生に向けてやることが山積み。

同じ目線で復興にかかわってくれてありがたい」

—— 宮城県気仙沼市職員



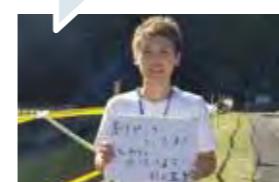
東日本大震災・中長期復興支援プロジェクトの一環として、宮城県気仙沼市の観光再生事業をサポートしました。2019年からは「コミュニティ再生」「福島・保養支援」「記憶の伝承」をテーマに、長期的な視点で支援するプログラム「NPOパートナー協働事業」を続けています。

奨学金

「支えてくれてありがとうございます。

支援が前へ進む力になりました」

—— 「夢を応援プロジェクト」奨学生



東日本大震災で被災した高校生に奨学金を支給する「夢を応援プロジェクト」を、2011年9月から2018年3月まで実施しました。社会人になって「今度は自分が誰かを助けたい」と力強いメッセージを寄せる卒業生もいます。

防災・減災

「災害が起きたら地域の人の命を守りたい」

—— 出前講座に参加した中学生



企業や学校、スポーツ業界と連携しながら、社員や子どもたちに向けた避難体験訓練や出前講座、研修会などを続けています。災害が頻発する中、私たちが支援に駆けつけるだけでなく、より多くの人に「自助・共助」の力を身につけてもらえるよう尽力しています。

ご寄付の種類と流れ

遺贈のご意志は、遺言書を残すことで初めて実現できます。

シビックフォースに遺贈いただいた財産は、相続税の課税対象になりません。

1. 遺贈寄付

ご本人の遺言による寄付。

ご生前

STEP1

どの財産をどこに遺贈したいかを検討する

遺贈寄付をご検討の際、ご不明な点がありましたら
シビックフォース相談窓口までお問い合わせください。

STEP2

遺言執行者を決めて、遺言書を作成する

遺言書に従って遺言を執行する遺言執行者を指定します。
専門家と相談し、法的に有効な遺言書を作成します。

STEP3

遺言書を保管し、万一の場合の通知人を決める

遺言書は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」などがあり、保管方法が異なります。
万一の場合に遺言執行者へ連絡がいくよう信頼のおける人に
頼んでおくことをおすすめします。

STEP4

通知人が遺言執行者へご逝去の連絡をする

遺言執行者にご逝去の連絡が届かないと遺言が執行されないリスクがあります。

ご逝去後

STEP5

遺言の執行

遺言執行者からシビックフォースへ、遺言執行者に就任した旨の通知とともに
遺言書の写しが送付されます。

STEP6

領収証発行

遺言に基づいてシビックフォースは遺贈寄付を謹んで受理させていただきます。
遺言執行者へ領収証と、ご要望により感謝状をお届けします。

2. 相続財産寄付

相続人による、相続財産の全部または一部の寄付。

STEP1

相続財産寄付についてシビックフォースに相談する(任意)

ご検討の際に不明な点などありましたら、
シビックフォース相談窓口までお問い合わせください。

STEP2

ご寄付のお手続き

お振込み口座など、詳細をご案内いたします。
お問い合わせフォームまたはお電話でお問い合わせください。

STEP3

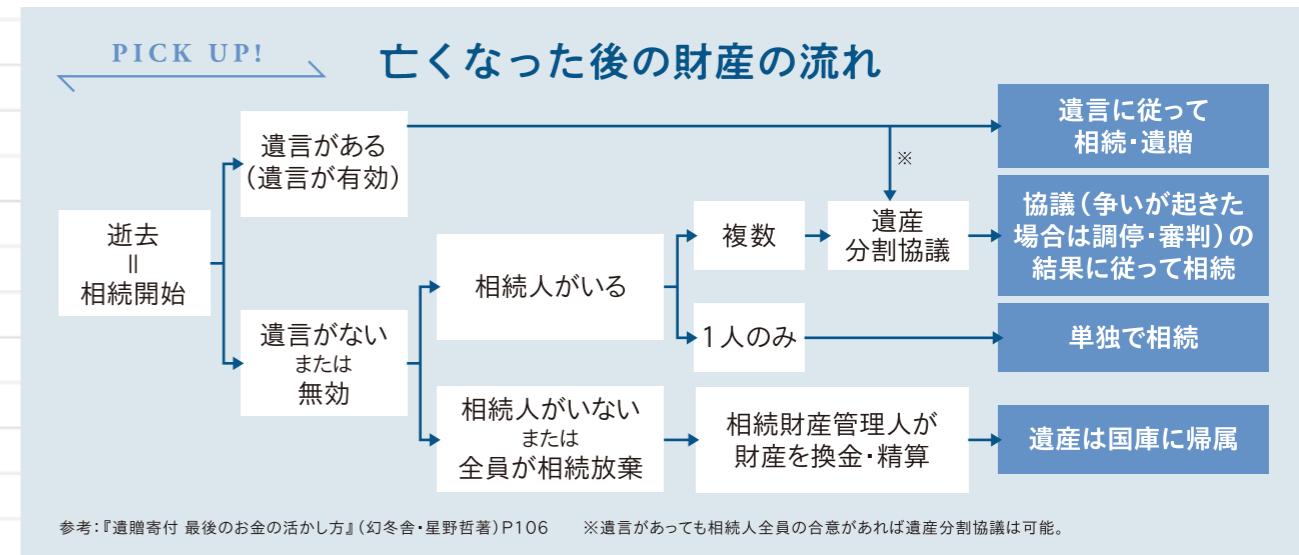
領収証の発行

ご寄付受付後、領収証の発行、またご要望により感謝状を送付します。

STEP4

相続税申告をする

申告期限内(相続開始後10ヶ月以内)に、上記の領収証を添付して税務署へ
相続税の申告を行えば、寄付した財産は相続税計算上の財産額に算入されません。
なお、寄付者は、所得税の寄附金控除も申告できます。



遺言書について

法務局 遺言 保管 検索

遺言書には公証役場で書いてもらう「公正証書遺言書」と、自分で書く「自筆証書遺言」の2種類があります。遺贈を行うには、法的に有効な遺言書をあらかじめ用意しておくことが不可欠です。

1. 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証人の前で遺言の内容を話し、公証人は遺言者の真意を正確に文章にまとめ、公証証書遺言として作成したものです。
公証人とは、裁判官、検察官、弁護士などの法務実務に関わった人の中から選ばれ、法務大臣が任命した公務員です。
公証役場とは、公証人が執務する全国にある事務所のことです。
公正証書遺言の作成に必要となる書類については、法務局や日本公証人連合会のホームページをご参照いただくか、公証役場にお問い合わせください。

作成方法

遺言者と2人以上の証人が公証役場に赴き、遺言者が、公証人に遺言内容を伝えます。公証人はこれを正確に文章にまとめ、本人、証人、公証人が署名捺印します。

※公証役場一覧表:<https://www.koshonin.gr.jp/list> ※公証人に自宅などに出張してもらうことも可能
※証人は公証役場に紹介してもらうことも可能

証人

2人以上の証人の立ち会いが必要です。

署名・捺印

本人(実印)、証人2人(実印または認印)、公証人

保管

公正証書は3種類あります。原本は公証役場が保管(最大20年)、正本と謄本は遺言者と遺言執行者が保管します。

執行

遺言者死亡後の家庭裁判所の検認が不要であるため、速やかに遺言が執行されます。

費用(手数料)

目的の価格が100万円以下(5,000円)から10億円を超える(24万9,000円)まで細かい費用設定があります。

※日本公証人連合会ホームページを参照

他

公正証書遺言の長所は、方式の不備で遺言が無効になる恐れがなく、原本が公証役場に保管されるため安全です。

2. 自筆証書遺言

遺言書は自筆で用意することも可能ですが、遺言書の方式は厳格に定められていますので、細心の注意が必要です。
専門家のチェックを受けることをおすすめします。

※日本公証人連合会ホームページ参照

作成方法

遺言者がすべてご自身で自筆で作成します。

証人

不要

署名・捺印

本人の署名、本人の実印・認印・母印のいずれか。

保管

1. 法務局の遺言書保管制度を利用する場合:

管轄の法務局(遺言書保管所)に予約の上、本人が赴いて保管の申請を行います。

2. 上記制度を利用しない場合:

遺言者の死後、確実に遺言書が発見されるよう予め準備しておくことが必要です。

執行

1の場合:家庭裁判所の検認は不要。

2の場合:家庭裁判所の検認を受けた後に遺言執行。

費用(手数料)

1の場合:3,900円。詳細は法務局のホームページを参照してください。

2の場合:不要

他

法令上不備があった場合は無効となり、また遺言書が発見されないことや内容が改ざんされることのないよう十分な注意が必要です。

記載例

遺言書

私、遺言者〇〇〇〇は、下記のとおり遺言します。

第1条 第1条: 遺言者は、次の財産を遺言執行より換価させたうえで、公益社団法人Civic Force(東京都渋谷区富ヶ谷2-41-12富ヶ谷小川ビル2階)に遺贈する。
預貯金 (一) ○○銀行△支店 普通預金(口座番号:123456)
(二) ゆうちょ銀行
有価証券 株式・投資信託等 (一) ○○証券△支店

第2条 遺言者は下記の者を遺言執行者に指名する。
・氏名 〇〇〇〇
・住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
・生年月日 ○〇年〇〇月〇〇日

二項 遺言執行者は、この遺言の執行に必要な一切の権限行使できるものとする。
三項 遺言執行者が必要と認めた場合は、遺言執行実務を第三者の専門家に委託できるものとする。
四項 遺言執行者は換価困難な財産については無償で処分できるものとする。

第3条 付言事項(例)
私が遺贈寄付する理由は、大規模災害で被災した人たちの心に寄り添った支援活動をしている団体を応援したいという気持ちからです。被災した人を支える活動に活用いただきことを希望します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
住所
名前 〇〇〇〇〇〇 印
遺言者 山田 伝次郎 実印(または認印)

よくあるご質問

一般的な質問

Q. 遺贈寄付はいくらからできますか。

A. 遺贈寄付というと、大きな額を想像される方がいらっしゃいますが、シビックフォースでは特に金額に関する決まりなどは設けていません。

Q. 近くに相談できる人がいません。誰に相談したらいいですか。

A. 弁護士、司法書士、税理士、行政書士などの専門家のほか、一般社団法人日本承継寄付協会や信託銀行などの専門機関に相談することもできます。

Q. 一人身や子どもがいない夫婦などの場合、財産はどうなりますか。

A. 相続人がいない方の遺産は、最終的には国庫に帰属することになります。未来への夢、つかいみちの希望などをお持ちの方は、あらかじめ遺言書を作成し、遺贈する相手を決めておくことが肝心です。
また遺言書がないと、残された配偶者は、あなたの兄弟姉妹や甥姪などと遺産を分けたり、またそのための分割協議が必要となるなど、精神的にも大きな負担となります。配偶者への配慮と、お二人の夢を遺贈で叶えるために、ぜひ遺言書の作成をご検討ください。

Q. 死後、遺言書を見つけてもらえないどうなりますか。

A. 家族や親族など、逝去の事実が必ず伝わり、かつ信頼できる人に、遺言書の存在と遺言執行者への連絡をお願いしておくことが大切です。
なお、自筆証書遺言を法務局で保管した場合、法務局から執行人へ遺言が保管されている旨を通知する制度があります。

税に関する質問

Q. 相続税はかかりますか。



A. シビックフォースへ遺贈寄付された財産については、相続税（財産を相続した相続人が支払う税金）はかかりません。
遺贈された財産および相続税の申告期限（申告書提出期限は相続から10ヶ月以内）までに相続人が寄付した財産は、非課税となる税制上の優遇措置が認められています。

Q. 相続財産を寄付した場合、寄付金控除を受けることはできますか。

A. 相続人が相続財産を寄付した場合には、相続税が非課税になるだけでなく、相続人の方の確定申告で寄付金控除を受けることができます。シビックフォースへの寄付は、寄付した金額の最大で50%の控除を受けられ、確定申告で還付または住民税から控除されます。
(住民税の控除は、各都道府県および市区町村の条例で指定されている場合のみ適用されます)



遺言書に関する質問

Q. 遺言執行者は誰にお願いすればいいですか。

A. 遺言書の内容を実行する「遺言執行者」は、遺言書の中で指定します。親族や友人に依頼することもできますが、法的な手続きが含まれる可能性が高いので、弁護士や銀行など専門家・専門機関へ依頼しておくと、依頼された方の負担が減り、より安心です。

Q. 遺言書はどこに保管したらいいですか。

A. 自筆証書遺言を自宅で保管した場合、紛失したり見つけてもらえない可能性があるため、遺言執行者に保管を依頼し、家族にその旨を伝えておくことをおすすめします。法務局での保管も可能です。公正証書遺言については作成後、公証役場で保管されます。

Q. 遺言は、後から書き換えられますか。

A. 遺言は何度でも書き換えができます。遺言書を部分的に修正するのではなく、すべて書き換えた新しい遺言書を作成することをおすすめします。2通の遺言書が存在した場合、日付の新しいほうが優先されることになっていますが、「過去に作成した遺言書の内容は取り消す」という一文を入れておくとよいでしょう。

その他

Q. 「特定遺贈」「包括遺贈」とは何ですか。



A. 遺贈には「特定遺贈」と「包括遺贈」の2種類があります。「特定遺贈」とは特定の財産（預貯金〇〇万円や不動産・株式〇〇株など）を具体的に指定する方法です。「包括遺贈」は、例えば財産の全部や半分、30%というように、割合で指定する方法で、その場合は借金など負の資産も引き継がれることになります。

包括遺贈をご検討の場合はシビックフォースの「遺贈寄付ご相談窓口」までお問い合わせください。

Q. どのような不動産や有価証券を遺贈できますか。

A. 現金以外の寄付は、原則、現金化（換価処分）していただき、税金・諸費用などを差し引いた上でご寄付をお願いしています。もし換価処分が困難である場合、そのままの形で受けさせていただく場合もございますので、事前にご相談ください。

Q. 「遺留分」とは何ですか。

A. 遺言書の内容に関わらず、法定相続人（配偶者、子または孫、父母または祖父母）に対して、法律上最低限保障されている相続分のことです。もし遺言書の内容によって遺留分が侵害されていても、相続人は取戻請求（遺留分減殺請求）が可能です。トラブルを避けるため遺言書は遺留分を侵さないよう十分ご注意ください。